

労働者派遣事業に係る情報提供

豊田塗装工業株式会社

対象期間 2025年8月1日～2026年7月31日

「労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項に基づき、当社事業所における派遣事業マージン率等を公開します。

記

1. 派遣労働者数 0人（派遣実績なし）
2. 派遣先事業所数（実数） 0件（派遣実績なし）
3. 労働者派遣に関する料金の平均額 0円 （1日当たりの料金額（8時間労働として計算））
4. 派遣労働者の賃金の額の平均額 0円 （1日当たりの賃金額（8時間労働として計算））
5. マージン率 0%
6. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
キャリアコンサルティングの相談窓口 TEL：059-383-0008
 - ・ビジネスマナー研修
 - ・スキル研修（各種開発言語研修等）
 - ・コンプライアンス研修
 - ・プライバシーマーク研修、等
7. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項
マージン率 0%（派遣実績なし）
8. 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定に関する事項
労使協定を締結しているか否か：未締結（実績なしのため）
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：対象者なし（実績なしのため）
労使協定の有効期間：未締結